わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
実　行　委　員　会

第１回総会

令和４年８月７日（日）

大津プリンスホテル２階

「コンベンションホール淡海」

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 2025

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

キャッフィー　チャッフィー

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会
第１回総会　次第

日　時：令和４年８月７日（日）　15：25～16：00
場　所：びわ湖大津プリンスホテル２階
「コンベンションホール淡海」

１　開会

２　審議事項

（１）第１号議案　わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛推進要綱（案）
（２）第２号議案　第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱改正（案）
（３）第３号議案　令和４年度事業計画（案）
（４）第４号議案　令和４年度暫定収支予算（会長専決処分）
（５）第５号議案　令和４年度収支予算（案）

３　閉会

わたSHIGA輝く国スポ障スポ実行委員会
第１回総会資料　目次

【審議事項】

ページ

＜第１号議案＞
○　わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛推進要綱（案）　・・・・・・・　3

＜第２号議案＞
○　第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱
改正(案)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

＜第３号議案＞
○　令和４年度事業計画（案）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

＜第４号議案＞
○　令和４年度暫定収支予算（会長専決処分）　・・・・・・・・・・・・・・・　16

＜第５号議案＞
○　令和４年度収支予算（案）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

【参考資料】

○　わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会会則（案）　・・・・・・・・・・　20

審　議　事　項

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ　企業協賛推進要綱（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」と総称する。）を開催するにあたり、開催に係る機運の醸成や大会の周知、円滑な運営を図るために、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う企業協賛について、必要な事項を定める。

（名称等）

第２条　企業協賛の名称は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛」（以下「協賛」という。）とする。

２　協賛金または物品を提供する企業・団体を「協賛企業」という。

（協賛の種類）

第３条　協賛の種類は、次のとおりとする。

(1)JAPAN　GAMESパートナー

実行委員会に1,000万円以上の協賛金を提供する企業・団体等（以下「企業等」という。）

(2)オフィシャルスポンサー

実行委員会に500万円以上1,000万円未満の協賛金を提供する企業等

(3)オフィシャルサポーター

実行委員会に100万円以上500万円未満の協賛金を提供する企業等

(4)オフィシャルサプライヤー

実行委員会が指定する100万円以上相当の物品等を提供または貸与する企業等

(5)大会協力企業

実行委員会が指定する10万円以上100万円未満相当の物品等を提供または貸与する企業等

（協賛の特典）

第４条　実行委員会は、協賛の対価として、別表に定める特典を付与するものとする。

（協賛の募集期間）

第５条　協賛の募集期間は、原則として次のとおりとする。

(1)JAPAN　GAMESパートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター

令和４年８月７日から令和７年３月31日まで

(2)オフィシャルサプライヤー、大会協力企業

令和４年８月７日から大会終了まで

（協賛の収納期間）

第６条　協賛金等の収納期間は、原則として次のとおりとする。

(1)JAPAN　GAMESパートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター
　　契約の日から令和７年６月30日まで

(2)オフィシャルサプライヤー、大会協力企業
　　契約の日から大会終了まで

（協賛企業との契約）

第７条　実行委員会は、協賛企業と、協賛金の支払いまたは物品等の提供の時期および特典内容等を明示した契約を締結する。

（協賛金等の受入れおよび使途）

第８条　協賛金等は、実行委員会が受け入れ、協賛企業の広告を掲載した広報活動や大会の準備・運営に活用するものとする。

（補則）

第９条　会場地市町（実行委員会等含む）および競技団体が企業協賛制度を実施しようとする場合は、事前に実行委員会と協議を行うものとし、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛」と類似する名称を使用しないものとする。

２　この要綱に定めるもののほか、協賛の推進に必要な事項は、別に定める

附　則

この要綱は、令和４年８月７日から施行する。

別表（第４条関係）

区分	特典の内容（案）
JAPAN　GAMES パートナー	①「JAPAN GAMESパートナー」の呼称使用権 ②国民体育大会標章、大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③国民体育大会標章、大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権 ④開・閉会式会場内へのPR看板掲出 ⑤開・閉会式会場におけるPR・物販ブース出展権 ⑥開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名の掲出 ⑦開・閉会式会場内での自社商品・広告のサンプリング ⑧競技会場内におけるPR看板掲出 ⑨屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ⑩大会広報誌等への企業・団体名の掲載 ⑪大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定 ⑫総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑬新聞、テレビ、ラジオ等への広告 ⑭輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体名の掲出 ⑮ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等に協賛できる権利 ⑯JAPAN GAMESパートナー独自の協賛内容
オフィシャル スポンサー	①「オフィシャルスポンサー」の呼称使用権 ②大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権 ④開・閉会式会場内へのPR看板掲出 ⑤開・閉会式会場におけるPRブース出展権 ⑥開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名の掲出 ⑦開・閉会式会場内での自社商品・広告のサンプリング ⑧屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ⑨大会広報誌等への企業・団体名の掲載 ⑩大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定 ⑪総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑫新聞、テレビ、ラジオ等への広告 ⑬輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体名の掲出
オフィシャル サポーター	①「オフィシャルサポーター」の呼称使用権 ②大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③大会愛称、マスコットのマーチャンダイジング権 ④屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ⑤大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定 ⑥総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載

オフィシャル サプライヤー	①「オフィシャルサプライヤー」の呼称使用権 ②大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ④大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑥提供物品等への企業・団体名の掲出 ※開・閉会式会場内および市町競技会場内での掲出は原則不可
大会協力企業	①「大会協力企業」の呼称使用権 ②大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定（企業名のみ） ④総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載（企業名のみ） ⑤提供物品等への企業・団体名の掲出 ※開・閉会式会場内および市町競技会場内での掲出は原則不可

【先催県における協賛特典の例】

【呼称使用権、広告使用権（国体標章・愛称・マスコット）】

国体パートナー

【呼称使用権、広告使用権（愛称・マスコット）】

オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、オフィシャルサプライヤー、大会協力企業

【競技会場内への PR 看板掲出】

国体パートナー

【総合開・閉会式会場内における PR 看板掲出】

国体パートナー、オフィシャルスポンサー

【総合開・閉会式会場におけるPRブース出展権】

国体パートナー
オフィシャルスポンサー

【総合開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名の掲出】

国体パートナー、オフィシャルスポンサー

【屋外PR看板への企業・団体名の掲出】

国体パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、オフィシャルサプライヤー

【企業協賛と寄附の制度比較】

	特典	活用使途	損金算入	謝意表明	紺綬褒章
協賛	あり（広告露出等）	限定（広報等）	あり	あり	対象外
寄附	なし	選択可	あり	あり	対象

第 10 回総会　第２号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
募金推進要綱改正（案）

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱を次のとおり改正する。

１　改正の内容

別紙のとおり

２　改正の理由

準備委員会から実行委員会への組織改編に伴い、要綱中の募金の名称や組織名を整理するため。また、両大会運営に要する経費に充てる募金の募集を開始するため。

３　施行日

令和４年８月７日

別紙

改 正 前	改 正 後
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ募金推進要綱
第１条　省略	第１条　省略
（推進） 第２条　募金は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「開催準備委員会」という。）が推進する。 ２　開催準備委員会の構成員は、連携協力して募金の推進にあたるものとする。 ３　開催準備委員会は、募金を推進するための計画を策定するものとする。 ４　前項の計画は、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。	（推進） 第２条　募金は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が推進する。 ２　実行委員会の構成員は、連携協力して募金の推進にあたるものとする。 ３　実行委員会は、募金を推進するための計画を策定するものとする。 ４　前項の計画は、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。
（名称等） 第３条　募金は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金」という名称を用いて行うものとする。 ２　省略	（名称等） 第３条　募金は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ募金」という名称を用いて行うものとする。 ２　省略
第４条　省略	第４条　省略
（期間） **第５条**　募金の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)　第７条第１号に掲げる経費のための募金　開催準備委員会の総会の議決により定める日から両大会最終日まで (2)～(3)　省略	（期間） **第５条**　募金の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)　第７条第１号に掲げる経費のための募金　令和４年８月７日から両大会最終日まで (2)～(3)　省略

改 正 前	改 正 後
第６条～第７条　省略 （謝意表明） **第８条**　寄附者に対しては、開催準備委員会会長が別に定めるところにより、謝意を表明する。 （雑則） **第９条**　この要綱に定めるもののほか、募金の推進に関し必要な事項は、開催準備委員会会長が定める。	第６条～第７条　省略 （謝意表明） **第８条**　寄附者に対しては、実行委員会会長が別に定めるところにより、謝意を表明する。 （雑則） **第９条**　この要綱に定めるもののほか、募金の推進に関し必要な事項は、実行委員会会長が定める。

【参考：第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱】

（使途）

第７条　滋賀県は、前項の規定により受け入れた寄附金を第５条各号の募金の期間に応じ、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。

(1)　両大会運営に要する経費

(2)～(4)　省略

第１回総会　第３号議案

令和４年度事業計画（案）

１　主な事業概要

（１）開催決定手続き

令和４年５月25・26日に日本スポーツ協会および文部科学省による総合視察を受け、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会を経て、７月14日に開催される日本スポーツ協会理事会にて開催決定書を受領する。

（２）各種基本方針および計画等の策定

〇準備委員会第12回常任委員会で決定する事項

・国民スポーツ大会正式競技会場地市町第十次内定（総務企画専門委員会）
・国民スポーツ大会正式競技開催予定施設変更（総務企画専門委員会）
・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規定改正
・全国障害者スポーツ大会オープン競技実施競技名変更（総務企画専門委員会）
・国民スポーツ大会競技別（正式競技・特別競技・公開競技）会期（最終案）（競技運営専門委員会）
・自衛隊協力要請基本方針（競技運営専門委員会）

〇実行委員会第１回常任委員会で決定予定の事項

・第79回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基準要項（競技運営専門委員会）
・国民スポーツ大会競技施設整備計画（第５次）（総務企画専門委員会）
・式典基本計画（式典・会場専門委員会）
・開・閉会式会場等整備基本計画（式典・会場専門委員会）

（３）会場地の選定

市町および競技団体間の調整を継続し、競技会場地の早期決定に努める。

・国民スポーツ大会正式競技の第十次内定に向けた調整
・国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツの実施決定

（４）競技運営

・競技役員等養成・編成事業

「競技役員等養成基本計画」に基づき、国民スポーツ大会における審判員等の資格が必要な競技役員等について、競技運営団体が実施する養成事業ならびに先催大会の視察等に対して支援を継続する。

また、国民スポーツ大会「競技補助員、競技会補助員必要数および協力依頼先調査」を実施し、競技役員等の編成に向けた検討を行う。

・競技用具整備の検討

「競技用具整備基本方針」および「競技用具整備要項」に基づき、「競技用具整備計画（第３次）調査」を実施し、競技用具整備に向けた検討を行う。

・国民スポーツ大会競技別会期（最終案）の決定に向けた検討を行う。

・国民スポーツ大会競技別リハーサル大会の選定に向けた検討を行う。

・国民スポーツ大会の各競技会に必要となる練習会場の選定に向けた検討を行う。

・国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基準要項を策定する。

・県外・県市町共催等競技会に係る基本計画、年次計画を策定する。

・自衛隊協力要請基本方針を策定し、協力要請計画書作成に向けた検討を行う。

（５）広報・県民運動の推進

開催決定イベントによる機運醸成をはじめ、広報物品、メディア、屋外広告など、両大会マスコットキャラクター・愛称・スローガン・イメージソングを活用した様々な広報啓発活動を展開する。

また、大会専用ホームページをリニューアルするとともに、イメージソングの普及やデザインコンクールの開催、花いっぱい運動にかかる準備などを行う。

（６）宿泊・衛生対策の推進

宿泊業務については、宿泊施設へ施設概要や宿泊料金の調査を行い、日本スポーツ協会へ諮る宿泊料金案を作成する。併せて、宿泊施設の充足対策を開催地市町と連携し、実施する。

医事・衛生業務については、各種対策の実施に関して具体的内容を定める「医療救護要領」、「感染症対策要領」、「食品衛生対策要領」および「宿泊衛生対策要領」を作成する。

（７）輸送・交通対策の推進

両大会の開・閉会式輸送の実施に必要な基本的事項を定める「開・閉会式輸送基本計画」を策定する。また、開・閉会式において必要となる駐車場の確保に向

けて、関係機関と調整を行う。

（８）式典・会場対策の推進

両大会の開・閉会式をはじめとした式典の概要や式典全体の基本的な考え方と方向性を示す「式典基本計画」の策定を行う。あわせて、式典に参加する選手や出演者負担軽減と簡素効率化のため、式典時間の短縮や内容の見直しなどの検討を行う。

（９）警備・消防対策の推進

両大会における警備・消防防災対策の円滑な推進のため、「開・閉会式等自主警備業務実施計画」、「開・閉会式等消防防災業務実施計画」および「開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画」の策定に向けた検討を行う。

(10) 全国障害者スポーツ大会の特有の準備

手話・要約筆記ボランティアの養成事業を行うとともに、選手団サポートボランティアの養成に向け協力校連絡会議を設置する。

全国障害者スポーツ大会における審判員等の必要な競技役員について、競技運営主管団体が実施する養成事業に対して支援を継続するとともに、「競技役員等第一次編成調査」を実施し、競技役員等の編成に向けた検討を行う。

「競技用具整備要項」を策定し、競技用具の整備に向けた検討を行う。

(11) 子ども・若者による調査研究活動

子どもや若者の柔軟な視点や発想を活かし、大会開催はもとより、広く県のスポーツ推進に関する課題等について調査研究を行う。

(12) 募金・協賛の推進

募金については、イベント等での募金活動や企業・団体等への寄附依頼を行うほか、募金箱募金の実施や寄附付商品の販売、寄附募集にかかる情報発信等の取組を進める。

また、両大会の開催を支えていただく企業協賛制度を新たに開始する。

２　会議の開催

（１）総会

開催準備委員会第10回総会

日時：令和４年８月７日（日）14:40～15:10

場所：びわ湖大津プリンスホテル２階「コンベンションホール淡海」

実行委員会第１回総会

日時：令和４年８月７日（日）15:25～16:00

場所：びわ湖大津プリンスホテル２階「コンベンションホール淡海」

（２）常任委員会

①開催準備委員会第12回常任委員会

日時：令和４年８月７日（日）14:00～14:30

場所：びわ湖大津プリンスホテル２階「コンベンションホール淡海」

②実行委員会第１回常任委員会

年度内に開催

（３）専門委員会

①総務企画専門委員会（２回程度開催）

②競技運営専門委員会（２回程度開催）

③広報・県民運動専門委員会（１回程度開催）

④全国障害者スポーツ大会専門委員会（１回程度開催）

⑤宿泊専門委員会（１回程度開催）

⑥医事・衛生専門委員会（1回程度開催）

⑦輸送・交通専門委員会（１回程度開催）

⑧式典・会場専門委員会（２回程度開催）

⑨警備・消防専門委員会（１回程度開催）

（４）特別委員会

①子ども・若者参画特別委員会（４回程度開催）

②募金・協賛推進特別委員会（１回程度開催）

（５）県外・県市町共催等競技会運営委員会（各１回程度開催）

３　その他

（１）市町・競技団体に対する調査・照会、連絡調整、助言

（２）先催県の開催準備状況調査

（３）大規模仮設等、効率的な会場設営に関する連絡調整

令和４年度暫定収支予算（会長専決処分）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第15条第１項の規定に基づき、次のとおり令和４年３月28日に専決処分したことから、同条第２項の規定に基づき、承認を求める。

１　収入の部

（単位：千円）

科　目	暫定予算額	摘　　要
負 担 金	72,198	滋賀県負担金
合　計	72,198	

２　支出の部

（単位：千円）

科　目	暫定予算額	摘　　要
事 業 費	59,144	総会等の開催経費、 競技役員養成費等
事務局費	13,054	事務局員経費、 職員旅費等
合　計	72,198	

令和４年度収支予算（案）

（令和４年４月１日～令和５年３月31日）

１　収入の部

（単位：千円）

科　目	予 算 額		摘　　要
	令和３年度	令和４年度	
繰 越 金	2,036	1,537	前年度繰越金
負 担 金	71,708	125,559	滋賀県負担金
合　計	73,744	127,096	

２　支出の部

（単位：千円）

科　目	予 算 額		摘　　要
	令和３年度	令和４年度	
事 業 費	61,290	94,089	総会等の開催経費、 競技役員養成費等
事務局費	12,454	33,007	事務局員経費、 職員旅費等
合　計	73,744	127,096	

令和４年度　収支予算内訳

○　収　入

（単位：千円）

科目	予算額		摘　要
	令和３年度	令和４年度	
繰越金	2,036	1,537	前年度繰越金
負担金	71,708	125,559	滋賀県負担金
計	73,744	127,096	

○　支　出

（単位：千円）

科目	予算額		摘　要
	令和３年度	令和４年度	
1 事業費	61,290	94,089	
(1)会議開催運営費	5,646	7,243	総会、常任委員会 ジュニアユース事業 各専門委員会
(2)中央競技団体正規視察費	195	195	
(3)ＪＳＰＯ・スポ庁総合視察費		273	
(4)広報費	22,900	36,838	大会広報誌制作委託、開催決定イベント委託、ラッピングバス、ラッピングトレイン、駅ポスター掲示等
(5)競技役員養成費	14,188	24,896	
(6)障スポ準備業務	3,115	4,360	手話・要約筆記ボランティア養成事業委託
(7)各種計画等にかかる調査・委託費	12,747	17,434	開・閉会式会場等整備基本計画作成業務委託費、宿泊施設データベース作成業務委託費、式典基本計画策定業務委
(8)募金活動推進費	2,499	2,850	募金グッズ作成等
2 事務局費	12,454	33,007	
(1)人件費	5,823	17,930	事務局員
(2)事務局員旅費	6,032	11,263	国や市町、競技団体との連絡調整、大会視察等
(3)事務局運営費	599	3,814	事務局移転・事務用品購入費等
計	73,744	127,096	

参　考　資　料

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則（案）

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第２条　実行委員会は、令和７年（2025 年）の第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を滋賀県において開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第３条　実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)　両大会開催に必要な方針および計画の策定

(2)　両大会における実施競技および会場地の選定

(3)　両大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定

(4)　両大会開催準備および開催に必要な業務および経費の決定

(5)　両大会開催準備および開催に関係のある機関・団体との連絡調整

(6)　その他両大会開催準備および開催に必要な事業

第２章　組織

（組織）

第４条　実行委員会は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(1)　県ならびに市町の代表者および職員

(2)　県および市町の議会の議員

(3)　両大会開催準備および開催に関係のある機関・団体の代表者および役職員

(4)　その他両大会開催準備および開催に関係のある者

２　会長および委員は、無報酬とする。

（役員）

第５条　実行委員会に次の役員を置く。

(1)　会長　　１名

(2)　副会長　　10 名以内

(3)　常任委員　80 名以内

(4)　監事　　３名以内

（役員の選任）

第６条　会長は、滋賀県知事をもって充てる。

２　副会長および常任委員は、総会において委員のうちから選任する。

３　監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

４　副会長、常任委員および監事は、無報酬とする。

（役員の職務）

第７条　会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

３　常任委員は、常任委員会を構成し、第 12 条第６項に掲げる事項について審議する。

４　監事は、実行委員会の財務を監査する。

（任期）

第８条　委員および監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

２　会長は、前項の規定により委員および監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

３　前２項の規定は、副会長および常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは「副会長および常任委員」と、第１項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

（顧問および参与）

第９条　実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

２　顧問および参与は、会長が委嘱する。

３　顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

４　参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

５　顧問および参与は、無報酬とする。

６　前条第１項および第２項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第３章　会議等

（会議の種類）

第10条　実行委員会に次の会議を置く。

(1)　総会

(2)　常任委員会

(3)　専門委員会

(4)　県外・県市町共催等競技会運営委員会

２　開催準備委員会に特別委員会を置くことができる。

（総会）

第11条　総会は、会長および委員をもって構成する。

２　総会は、会長が招集する。

３　総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。

４　総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1)　両大会開催の基本方針に関すること。

(2)　会則の制定および改廃に関すること。

(3)　事業計画および事業報告に関すること。

(4)　収支予算および収支決算に関すること。

(5)　常任委員会に委任する事項に関すること。

(6)　特別委員会の設置に関すること。

(7)　その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。

５　総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

６　総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

８　会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条　常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

２　委員長は、会長をもって充てる。

３　副委員長は、副会長をもって充てる。

４　常任委員会は、委員長が招集する。

５　常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。

６　常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1)　総会から委任された事項に関すること。

(2)　専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関する

こと。
(3)　総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
(4)　その他委員長が必要と認める事項に関すること。
7　常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。
8　前条第５項から第８項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

（専門委員会）

第13条　専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
2　専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
3　第８条第１項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「専門委員」と、「開催準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。
4　前３条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

（県外・県市町共催等競技会運営委員会）

第14条　県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。
2　運営委員会は、常任委員会から委任された事項について決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
3　第８条第１項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「運営委員」と、「実行委員会」とあるのは「運営委員会」と読み替えるものとする。
4　前３項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

（特別委員会）

第15条　特別委員会は、第２条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。
2　特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

第４章　専決処分

（会長の専決処分）

第16条　会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に

属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
２　会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第５章　事務局

（事務局）
第 17 条　実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第６章　会計

（経費）
第 18 条　実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。
（収支予算および収支決算）
第 19 条　実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。
２　実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
（会計年度）
第 20 条　実行委員会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。
２　実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第７章　雑則

（委任）
第 21 条　この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（解散）
第 22 条　実行委員会は、第２条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。
２　実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附　則

１　この会則は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。
２　開催準備委員会の設立当初の会計年度は、第 19 条第１項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成 26 年３月 31 日までとする。

附　則

この会則は、平成 26 年５月 26 日から施行する。

附　則

この会則は、平成27年８月31日から施行する。

附　則

この会則は、令和元年５月17日から施行する。

附　則

この会則は、令和２年５月１日から施行する。

附　則

この会則は、令和３年８月３日から施行する。

附　則

1　この会則は、令和４年８月７日から施行する。

2　この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

3　この会則の施行の際、現にある第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の方針、計画、関係規程中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」とあるのは「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会」と読み替えるものとする。